

1. 議事日程

(第14回 総務文教常任委員会)

令和8年 3月 2日
午前10時20分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【総務部】

- ①議案第2号 安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例
- ②議案第3号 安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- ③議案第4号 安芸高田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- ④議案第5号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- ⑤議案第6号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(2) 議案審査【企画部】

- ①議案第7号 安芸高田市過疎地域持続的発展計画の策定について

(3) 所管事務調査【企画部】

- ①公共交通再編について
- ②お太助フォンの端末更新について

(4) 議案審査【教育委員会】

- ①議案第15号 安芸高田市B&G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

(4) 報告事項【教育委員会】

- ①中学校統合の進捗状況について

3、その他

(1) 閉会中の継続調査について

4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	山 根 温 子
委員	益 田 一 磨
委員	児 玉 史 則
委員	熊 高 昌 三

副委員長	小 松 かすみ
委員	山 本 数 博
委員	大 下 正 幸
委員	石 飛 慶 久

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員 (なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名 (16名)

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
総 務 部 長	新 谷 洋 子	企 画 部 長	高 下 正 晴
教 育 次 長	柳 川 知 昭	政 策 企 画 課 長	黒 田 貢 一
地 域 営 農 課 長	稲 田 圭 介	商 工 観 光 課 長	松 田 祐 生
教 育 総 務 課 長	森 岡 和 子	学 校 教 育 課 長	阿 部 正 志
学 校 統 合 推 進 室 長	船 津 晃 一	生 涯 学 習 課 長	井 木 一 樹
総 務 課 行 政 係 長	塚 本 真 樹	総 務 課 職 員 係 長	小 野 哲 司
政 策 企 画 課 企 画 調 整 係 長	下 瀬 秋 穂	生 涯 学 習 課 文 化 ・ ス ポ ー ツ 係 長	末 長 量 平

6. 職務のため出席した事務局の職氏名 (4名)

事 務 局 長	高 藤 誠	事 務 局 次 長	國 岡 浩 祐
総 務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	實 村 峻

~~~~~○~~~~~

午前 10時20分 開会

- 山根委員長 定刻となりました。  
ただいまの出席委員は8名でございます。  
定足数に達しておりますので、これより第14回総務文教常任委員会を開会いたします。  
本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、2月24日開会の本会議において付託のあった7件の議案審査、2件の所管事務調査及び1件の報告事項を受けます。  
議事に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。  
藤本市長。
- 藤本市長 皆さんおはようございます。  
本日は7件の議案審査そして2件の所管事務調査、1件の報告案件があります。  
詳細については、担当職員のほうから資料に基づき説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 山根委員長 それでは、議事に入ります。  
これより総務部に係る議案審査を行います。  
議案第2号、安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
新谷総務部長。
- 新谷総務部長 それでは、議案第2号、安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例について説明をいたします。  
説明資料を御覧ください。  
改正の趣旨です。  
令和5年6月16日に公布されたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律第44条により行政手続法が改正され、令和8年5月21日から施行されることとなりました。  
この行政手続法の改正については、不利益処分をしようとする場合に、事前に必要となる聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法について、アナログ規制の一類型である書面掲示規制に関わる見直しを行うため、インターネットによる公表を前提とするよう改正されるものです。  
本市においても、行政手続法と同様の規定を持つ条例として行政手続条例があることから改正を行うものです。  
2の改正の概要です。  
不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示送達について、インターネットを通じて不特定多数の者が閲覧する

ことができる状態にする措置を可能とするよう改正するものです。

改正後による公示送達の方法は、図のとおりインターネット上での閲覧措置に加え、掲示場への書面掲示又は設置したパソコン画面等での閲覧措置となります。

これらの具体的な措置の方法については、デジタル技術の変化に合わせて規定することが必要となるため、規則で定めることといたします。

3のとおり施行期日は法律の施行期日に合わせ、令和8年5月21日としております。

説明は以上です。

○山根委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員 今後、インターネット上で閲覧できるように変更していくに当たって、ホームページの改修作業とかこういったものがまた必要になってくるのか伺いたいと思います。

○山根委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

塚本係長。

○塚本総務課行政係長 インターネットでの閲覧措置ということで、市のホームページ上で公開するよう考えております。

以上です。

○山根委員長 新谷部長。

○新谷総務部長 補足させていただきますと、改修のほうは考えておりません。今のホームページのトップ画面のほうに空きスペースがありますので、そちらのほうを想定しております。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第2号、安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第2号の審査を終了いたします。

次に、議案第3号、安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 議案第3号、安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

説明資料を御覧ください。

改正の趣旨ですが、起業支援補助金の審査や学校施設整備計画の策定を目的として、新たな附属機関を設置するための安芸高田市附属機関設置条例の改正とその附属機関の設置等に伴う整理及び危険鳥獣の緊急銃猟への対応を目的として、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例で定める非常勤の職員を整理するため改正を行うものです。

2の改正の概要です。

附属機関設置条例の改正内容は、新たに設置する2つの委員会を別表に追加するものです。

安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の改正内容は、新設として附属機関の委員等と附属機関以外の委員等をそれぞれ別表に追加するとともに、廃止として当該委員会を規定する条例の廃止により別表の附属機関の委員等から削除するものです。

3のとおり施行期日は令和8年4月1日としています。

説明は以上です。

○山根委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 緊急銃猟実施員ですが、実施のときは何人ぐらいになるのでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 緊急銃猟実施員につきましては、原則的に実際に銃を撃たれる方でその補助員ということで、うちとしては今2名を考えております。

ですが、その登録については四、五人を登録しておいて実施員については2名という考えでおります。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。

山本委員。

○山本委員 今のことですが、実施に対応された方に日額3万円、そういうことでいいのでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 はい、そのとおりです。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員 それぞれの委員さんの報酬について、参考となる基準だったりとか算定の根拠があれば伺いたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時30分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、再開をいたします。

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長 起業支援の補助金のございですが、この単価につきましては学識経験者ということがございますので、1万3,000円の日額報酬額になっております。

以上です。

○山根委員長 船津室長。

○船津学校統合推進室長 統合中学校新設及び吉田小学校移転基本構想・基本計画策定委員会委員の委員については、他の委員の日額報酬に準じて設定しております。

以上です。

○山根委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 緊急銃猟実施員の報酬につきましては、これまで緊急銃猟について県といろいろ協議する中で、各市町の中で金額の差異があるのはいかなんかなということで、ある程度統一的なものを県のほうで示してほしいという形の中で県として3万円という形が出てきました。これに付随して各市町も金額を決定されると思います。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

小松委員。

○小松委員 起業支援事業補助金審査の委員のことで、先ほど学識経験者ということがあったんですが、これは県とかほかの自治体という何か参考になるものがあってこの金額ということか確認させてください。

○山根委員長 答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長 今の1万3,000円のところでございますが、安芸高田市の費用弁償等に関する条例の中に1万3,000円という単価が設定されておりますので、学識経験者というところでその単価を採用させていただいたところでございます。

その学識経験者というところの審査委員会の中に入ってください団体

ですが、広島県のよろず支援拠点という国が設置を求めている経営の無料相談所というような位置づけの団体がございまして、そちらのほうでありますとか、そうした団体をお願いをしていければというふうに考えております。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

○山本委員 附属機関の設置で2つほど機関を設置されるんですが、起業支援は何名で中学校の基本計画策定委員会は何名で計画されるんでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長 起業支援の審査委員会でございますが、想定では5名程度になろうかというふうに考えております。

商工会、市、そしてさらに今回の有識者、そうしたところを合わせて5名程度の委員会を設置し、そこで審査、今回、審査委員会を立ち上げることによって審査の専門性の向上も図ることになるんじゃないかなろうかというふうに考え、今回、審査委員会のほうを設置させていただいたところでございます。

以上です。

○山根委員長 船津室長。

○船津学校統合推進室長 統合中学校新設及び吉田小学校移転基本構想・基本計画策定委員会の委員については、17名以内をもって組織するとしております。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 今のところの関連なんですが、人数のほうは5人と17人ということでしたけど、年間どれぐらい開催されるのか、それから年間どれぐらいの予算を見られているのかを、それぞれ示していただきたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長 外部有識者のものでございますが、年間2回を予定しております。年間2回の1回に当たり1人来ていただいて2万6,000円ぐらいになろうかと思いますが、そういったところを予定しております。

以上です。

○山根委員長 船津室長。

○船津学校統合推進室長 統合中学校関係については、年間6回、予算的には71万4,000円を当初予算で計上しております。

以上です。

○山根委員長 児玉委員。

○児玉委員 先ほど緊急銃猟の説明があったんですが、これは自主財源なのか、県

から補助金が出るのか、数字的なことを教えていただけますか。

○山根委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 この3万円につきましては単市を考えております。というのも、国費で頂くと国費部分を必ず使わなきゃいけないというのがあって、もし実施がなかった場合に国費を使うのがなかなか説明がしにくいので、一応単市でいかせていただくように思ってます。

以上です。

○山根委員長 児玉委員。

○児玉委員 鹿のときも議論したんですが、結局県のほうがまず頭数管理やられるわけですよね。そういった中で、どうしても初期の捕獲頭数とかが推計が狂ってくると、結局各自治体が単市で駆除していくようになるんですけども、こういったところを根本的にやはり県としっかりその辺の予算を取ってくれと言ったら悪いですけども、そういう話をしていく必要があるんじゃないかと思うんですがその辺いかがでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 なかなかこの分については、県のほうも市がやるという位置づけを崩してませんので、例えば、緊急銃猟を実際に実施するとき、県に人員の要請をしたときには、それ実費で市が払いなさいというような形を取っております。そういった部分でなかなか県からの、緊急銃猟については予算が取りにくくなってます。

ただ、今の人件費については今のそういう考えなので、今回、単市という形になりますが、環境省の関係でその他部材については国費をもらうようにはしておりますのでということで御理解いただければと思います。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第3号、安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第3号の審査を終了いたします。  
ここで説明員入替えのため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に、議案第4号、安芸高田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件から、議案第5号、安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件までの2件を一括して議題といたします。

執行部より説明を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 議案第4号、安芸高田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第5号、安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、関連があることから一括して要点を説明いたします。

説明資料1ページを御覧ください。

改正の背景です。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正され、令和7年4月1日より施行されたことに準拠し、安芸高田市職員の旅費に関する条例及び安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例について所要の改正を行うものです。

2、主な改正の内容です。

旅費の種目及び支給額の改正の表を御覧ください。

交通費では、鉄道賃の特急料金について距離制限を廃止したほか、タクシー等の費用を交通費として支給できることとします。

宿泊費等については、これまで東京、大阪など、都市部を甲地方、その他の地域を乙地方とする2区分で定額支給していましたが、改正後は表のように地域区分ごとに設定した宿泊費基準額を上限額として支給することとします。また、いわゆるパック旅行を包括宿泊費として新設し、実費支給を行うことができることとします。

資料2ページを御覧ください。

宿泊手当については、現行の日当を宿泊手当として改正し、宿泊費に含まれる食事に応じて800円から2,400円を1夜当たりの定額で支給することとします。

次に、転居費等についても、これまでの基準額等による方法から実費支給とする方法等に改めるものです。

そのほか、職員に旅費を直接支給する方法に加えて、旅行役務提供契約を締結した旅行役務提供者へ直接支払を可能とすること、旅費の返

納を求める際に給与等から控除することを可能とするなどの改正を行います。

3 のとおり施行期日は令和 8 年 4 月 1 日としています。

説明は以上です。

○山根委員長      これより本案2件を個別に質疑を行います。  
まず、議案第4号に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員      4号に係るかと思うんですが、説明資料の2の主な改正の内容のうちの区分、交通費の旅費種目、その他の交通費のところでは路線バス等に加え、タクシー、レンタカーその他の移動手段に要する費用をその他の交通費として支給となっているかと思うんですが、今までの安芸高田市でのレンタカーの取扱いというのがどういうものだったか。要はこの改正でどのように変わっていくのかという詳細を伺いたいと思います。

○山根委員長      答弁を求めます。

小野係長。

○小野総務課職員係長      レンタカーの取扱いなんですが、これまでは公務上必要である場合は、使用料及び賃借料で支払いのほうをしておりました。レンタカーの賃料その他移動に直接要する費用及びこれらに付随する費用を旅費として支給することで、実務負担の軽減等を図っております。

以上です。

○山根委員長      益田委員。

○益田委員      実際に今までレンタカーに対しての費用、業務上必要となる場合というそのケースの具体例だったりとか、支給実績があるかというのが伺いたいと思います。

○山根委員長      答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長      お答えいたします。

レンタカーの実際のことですが、先般、サンフレッチェの宮崎キャンプを視察に行ったときに、これどうしても新幹線の駅からシーガイアまでがレンタカーでないと時間的なロスがあるということでレンタカーで行った事例があります。

以上です。

○山根委員長      ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員      説明資料の2の内容のところで、宿泊費のところの一番冒頭に定額支給方式から実費支給方式に変更と書いてあるんですが、下の改正後の表の中は上限額という表現がしてありますよね。特別職、その他の職員、それぞれ上限額があるのですが、これを実際に宿泊したときに下回った額だったら、その下回った額で旅費の請求をすると、そういうことです。

か。

○山根委員長 答弁を求めます。

小野係長。

○小野総務課職員係長 はい、そのとおりです。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 今、ネットで宿泊の施設を調べたら、トリバゴに始まってあといろんなのがあって、一番安いのは選んでくださいと同じ宿でも7つぐらい違った金額が出るんですね。それでどうしても人情的には一番安いほうへ行ってしまうので、それで泊まったらその額じゃと、そういうことですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

小野係長。

○小野総務課職員係長 はい、そのとおりとなります。

○山根委員長 ほかに質疑はございませんか。

益田委員。

○益田委員 条例のところについて今回改正されると思うんですけど、今まで内規というか申合せであったり、旅費規程というようなところが、市の中でまた独自にあったかと思ひまして、今回の改正に伴ってやっぱりその部分についても変更が図られていく予定で考えているのか伺います。

○山根委員長 答弁を求めます。

小野係長。

○小野総務課職員係長 内規等につきましても今月中には改正する予定です。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。

次に、議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員 こちらも同じく説明資料2の宿泊費のところですが、宿泊費基準、国の改正に準ずるといふところは理解しているんですが、結構今まであったところ、いわゆるその他の職員と特別職のという差のところはかなり大きく出てくる地域もあるかと思っております。

具体的に東京都だと今まで一般職だと1万900円だったものが特別職だと1万4,800円という金額の差だったですね。これが改正後になると、一般職は1万9,000円の上限、特別職は2万7,000円の上限というところに変わってくると思うんですが、これも今まで具体的に市の支給してる上限額よりも上振れて、いわゆる手出しになった事例ですよ、こういったのがあったかどうかだけ伺いたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

新谷部長。

○新谷総務部長 改正前の金額から上振れた例ということなんですけれども、今年度ちょっと調べましたところ、商工観光課等、大阪、東京等の出張が多くございました。

そこで、大阪に出張した場合なんですけれども、職員のほうが宿泊費1万2,800円払っております。1万900円のところ1万2,800円というところで、その部分だけはちょっと上振れた形となって、自己負担が増えているというような形となっております。

○山根委員長 よろしいですか。

益田委員。

○益田委員 5号が特別職の部分なんで、もしよろしければ特別職の分が今までは1万4,800円だったけども、これじゃちょっと足りなかったというような事例があるかないかを伺いたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

新谷部長。

○新谷総務部長 特別職の場合、できるだけ安くというところで宿を探している状況ではあるんですけれども、1つの例を挙げますと、団体が指定した宿に入らなければならないという会があります。

その場合には、一例なんですけれども、1万6,000円という宿の指定もございましたので、その場合には特別職の1万4,800円を上回るという形の例もあるというふうに認識をしております。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 今の事例でいくと、例えば、都内であれば一般職の1万9,000円のところでも満ちてしまうんじゃないかという実情になってしまうかなというのを懸念しています。

ただ、あくまで上限額というところだとは思いますが、モラルというか、もちろん安い費用に抑えられるものがあればそれが一番適正だと思うんですけど、この条例以外のところで、やっぱりそれも内規だったり旅費規程のところで、今までも安芸高田市は結構そこについてはしっかり文字にされてたと思いますので、改訂後に関しても同じレベルのモラル感というか、その角度で変更予定されているかというのを伺いたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

新谷部長。

○新谷総務部長 コンプライアンス、法令遵守というところは大原則として考えておりますので、モラルというか法令に基づいた形において、できるだけ安価なものを予約するような形での旅費のマニュアル等の整備に努めていきたいというふうに考えております。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 もう一点、別のところで、4号と5号の比較の際に、鉄道賃とか船舶の

ところですよ。ここについて4号は一応最低級を上限とするような記載だったかなと思いますが、5号の特別職に関しては最上級を上限とするというような書きぶりかと思ひまして、最上級といういわゆる新幹線であればグリーンとかそういうのを想定してしまうんですけど、これが基準が違うのも国の基準の何か参考にされたような例があるのか、この辺りちょっと伺いたいなと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

小野係長。

○小野総務課職員係長 国の旅費法の改正に準拠しております。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。

これより、本案2件を個別に討論、採決を行います。

まず、議案第4号、安芸高田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第4号、安芸高田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第4号の審査を終了いたします。

続いて、議案第5号、安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号、安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第5号の審査を終了いたします。

次に、議案第6号、安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 議案第6号、安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について要点を説明します。

説明資料1ページをお開きください。

改正の趣旨です。

令和7年8月7日付の人事院勧告を踏まえ、職員の給与の改定等を行うものです。

次に、給与勧告制度の基本的な考え方について記載をしています。

人事委員会を置かない本市は、人事院勧告等に基づき、法制化される国家公務員の給与等に準拠することが最も合理的と考えています。

資料2ページを御覧ください。

2の給与改定の内容と考え方です。

今回の改正は、令和8年4月より実施するものです。

まず、長距離通勤者に対する通勤手当についてです。

自動車等使用者に対する通勤手当は、5キロメートルごとの距離区分により上限60キロメートル以上としていましたが、人事院勧告に基づき、上限を100キロメートル以上とし、60キロメートル以上の部分について5キロメートル刻みで新たな距離区分と手当額を設けるものです。

なお、距離区分及びその手当額については、規則で規定します。

2ページ下段には、影響範囲として対象職員、影響額を記載しています。

3ページを御覧ください。

上段部分は、駐車場等の利用に対する通勤手当です。

人事院勧告に基づき、1月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設します。影響範囲として、対象職員、影響額を記載しておりますが、手当新設に伴う影響額は、施行日時点で、ないことを見込んでいます。

次に、3ページ中段部分の第2種初任給調整手当についてです。

人事院勧告に基づき、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を国と同様に措置するものです。

なお、制度開始時点では最低賃金は下回らないと見込んでいますので、影響額がないことを見込んでおります。

続いて、施行期日についてです。

附則第1条において、施行期日は令和8年4月1日より施行するとしています。

説明は以上です。

- 山根委員長      これより質疑を行います。  
                          質疑はありませんか。  
                          〔質疑なし〕
- 山根委員長      質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。  
                          これより討論を行います。討論はありませんか。  
                          〔討論なし〕
- 山根委員長      討論なしと認め、討論を終結いたします。  
                          これより、議案第6号、安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部  
                          を改正する条例の件を起立により採決いたします。  
                          本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
                          〔起立多数〕
- 山根委員長      起立多数であります。  
                          よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
                          以上で、議案第6号の審査を終了いたします。  
                          ここで説明員入替えのため暫時休憩いたします。  
                          ~~~~~○~~~~~  
 午前11時00分 休憩
 午前11時02分 再開
                          ~~~~~○~~~~~
- 山根委員長      休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
                          次に、企画部に係る議案審査を行います。  
                          議案第7号、安芸高田市過疎地域持続的発展計画の策定についての件  
                          を議題といたします。  
                          執行部より説明を求めます。  
                          黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長      それでは、議案第7号、安芸高田市過疎地域持続的発展計画の策定に  
                          ついて説明します。  
                          説明資料をお開きください。  
                          1、計画改定の要旨についてです。  
                          本市では、令和3年施行の特別措置法に基づき、同年12月に安芸高田  
                          市過疎地域持続的発展計画を策定し、諸施策を推進してまいりました。  
                          現行計画が令和7年度で期間満了を迎えることから、引き続き、持続  
                          可能な地域社会の形成と地域の活力向上を図るため、令和8年度から12  
                          年度までの5年間を期間とする次期計画へと内容を改定するものでござ  
                          います。  
                          主な追加事項についてです。  
                          各分野で新たに追加した主な事業項目を説明いたします。  
                          産業の振興。  
                          観光振興計画を新たに策定し、観光資源の整備や周遊拠点の強化によ  
                          る誘客を促進します。

交通施設の整備、交通手段の確保。

相合山部線の改良や勝田根之谷線等の維持管理を継続します。

生活環境の整備。

給水区域外での飲用水源整備を支援します。

防災面では、住宅用火災警報器や感震ブレーカーの設置を促進するほか、消防庁舎の新設移転事業を推進します。

市民生活に直結する事業として、ごみの戸別収集や合葬墓の整備検討、多文化共生拠点の維持管理などを盛り込んでいます。

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進。

第10期介護保険事業計画に基づき、I C T等の活用による介護現場の生産性向上や環境改善に取り組みます。

教育の振興。

吉田小学校の移転推進による児童の安全確保及び安定的な学校給食提供のための施設整備を行います。

集落の整備。

各町に集落支援員を配置し、市民活動の相談体制と人材育成を強化します。

なお、本計画に記載する具体的な事業につきましては、各部局での精査及び広島県との事前協議を完了しています。

また、掲載している事業につきましては、変更が可能であり、必要に応じて対応してまいります。

以上で説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員

市が管理する河川の整備はどこに載っとるんでしょうか。

○山根委員長

答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長

本過疎計画の中には、具体的な河川名等の記述は載っていないということでございます。

○山根委員長

山本委員。

○山本委員

河川に関する管理の計画はないんですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時08分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

答弁を求めます。

- 黒田課長。
- 黒田政策企画課長 計画の39ページをお開きください。ウの消防防災の○の一番下です。  
災害に強いまちづくりを進めていくため、市街地や建築物の安全性の確保を進めるとともに、地域の実情に応じた砂防・治山施設、河川等の整備など自然災害対策を計画的に進めますということで記載しております。
- 山根委員長 よろしいですか。  
山本委員。
- 山本委員 こういうふうに文言で計画しとりゃあ、実際に必要が生じたときには、これに載せとらにゃ過疎債の対象にならんというところなんで、この5年の間にやらにゃいけんようになったということになったら、そういう事象が生じたら、それは計画変更ということで具体的に載せて対応ができるという、そういうふうに理解しとっていいんですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 新たに盛り込みたい案件等が出た場合につきましては、その事業が市の計画に記載されている必要がございます。新規案件を盛り込む際は、過疎法に基づきまして計画変更の議決を得るのが一般的な流れとなります。
- 山根委員長 山本委員。
- 山本委員 ということは、それが生じたらそういうふうに対応するんやという執行部の考えで提案をされたというふうに理解してもいいですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 そのような考えで提案をしております。
- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。  
益田委員。
- 益田委員 31ページなんですけど、(3)の計画のところの事業内容から、以前あった広域ネットワークの項目が消えたんじゃないかなと思ってまして、この消された部分の経緯とか詳細を伺いたいと思います。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 この過疎計画策定に当たりましては、総合計画を骨格にして各部局から上がってきた計画を取りまとめた内容になっております。  
先ほどおっしゃられた広域関係のものが削除されているということでございますけれども、内容につきましてはちょっと原課のほうでは把握していないという状況です。
- 山根委員長 よろしいですか。  
ほかに質疑はありませんか。  
石飛委員。

- 石 飛 委 員 先ほどの河川についての関連の質問をしたいんですが、まず、内水の問題、ずっと課題が安芸高田市内あると思うんですが、そのことを思うと、過疎計画の中に河川についてより具体的に内水問題を解決することを織り込む必要があるように思うんですが、このたび織り込まれなかった、その辺の経緯はいかがでしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
高下部長。
- 高下企画部長 改めて42ページのところに、先ほど山本委員からも御質問のあったことについてがその他のところにあります。  
江の川流域水害対策事業というところが、先ほどちょっと気がつかなかったので申し上げられなかったんですが、今の石飛委員のお話もここに広く含まれているというふうに御理解いただければというふうにも思います。  
改めて、例えば過疎債を取りに行くというふうなことになる時に、内水対策ということで特出しをして事業に取り組むというふうなことになるれば、先ほど黒田が申し上げましたように改めて項目を出してというふうに実施することになるかなというふうに思います。
- 山根委員長 石飛委員。
- 石 飛 委 員 江の川流域水害対策ということで理解はいたしました。ですが、本村川とか県河川、また、市河川もこの中には包括されるんでしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
高下部長。
- 高下企画部長 包括しているというふうに説明をしたいと思います。  
県のほうにも、このように入っているので、変更ということで出しますというふうに説明をするつもりですし、そのように捉えております。  
以上です。
- 山根委員長 石飛委員。
- 石 飛 委 員 確実に明記してなくても、その説明で通るでしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
高下部長。
- 高下企画部長 それは大丈夫です。
- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。  
益田委員。
- 益 田 委 員 すみません、一遍に聞けばよかったです。広域のところでもちょっと確認したいのが、30ページのところの現況と問題点のところについては、安芸たかた広域ネットワーク、光ネットワークどちらも書いてまして、安芸たかた広域ネットワークは、伝送路の老朽化が進んでるために安芸高田市光ネットワークへの切り替えも含めて検討の必要が生じているという文言までは過去の計画と同じものになってるかと思うんです。それで、31ページのところの事業内容からは消えているというところの経緯、

詳細をもう少し伺いたいなと思うんですが。

○山根委員長

答弁を求めます。

下瀬係長。

○下瀬係長

今回、いわゆるイントラネットというふうに呼んでますけれども、これを今の光ネットと一緒に形で更新なりをしていきたいという思いの中で、現在、イントラのほうを落として光整備のほうだけを残しているという状況です。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

いわゆる光ネットワークの管理運営事業のほうに主軸を置いたというような理解になってよろしいでしょうか。

○山根委員長

答弁を求めます。

下瀬係長。

○下瀬係長

そのとおりです。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

60ページになるんですが、区分で言うと産業の振興の2番のほうの事業内容のところから、地産地消の推進事業というのもこれもなくなっているかと思うんですが、ここについても詳細を伺えればと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長

地産地消の削除については、把握ができておりません。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

これも24ページの産業の振興の農業のところとかには地産地消、6次産業の展開についての記載は一応されている状況だと思うんです。

過去の計画で言うと、産業の振興のところの商工業、6次産業化というところに地産地消の推進事業があって、その下、観光計画として観光振興推進事業とかというので、毛利神楽のところとかが入ってたんですけど、今回、経緯として新しく観光振興計画もつくっていく中で、地産地消の事業がそこにちょっと入っていくのか、あるいは全く別の事業内容として捉えられているのかをちょっと整理したかったんで、これを聞いたんですけど、区分としてはやっぱり観光振興の中にこういう地産地消とか6次産業の展開というのは入ってくるのか、産業振興、別枠なので全く別のものなのか。となったら地産地消の文言は24ページにも書いてあるので、どこに内包されているものなのかというのをちょっと伺いたいなと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長

詳細のなくなった経緯とか、そこがどういうところについては、担当部にそこまで私のほうは聞き取りはできてないのですが、ただ、地産地消のところ、以前はそのための事業があって、その補助金というの

も出していた時期がありました。そこから実際それぞれの、例えば給食のところでありますとか、それぞれの事業の中で実施をしていくような形になっていますので、今、益田委員がおっしゃったような観光の切り口であれば観光の観光振興推進事業のところに入っていくでしょうし、教育委員会のほうで実施するというふうなところではそちらに入るといふような理解でおります。

いずれにしても、地産地消というところの、今、事業単位で整理していく中で、各部局のほうが見直しをして上げてきたというふうなことになると思いますので、そういった事情であろうというふうに思っています。

これも先ほどと同じように、特出しをして事業として取り組むというふうになりましたら、書きぶりが変わってくるかなというふうに思います。

○山根委員長      よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

小松委員。

○小 松 委 員      何点か確認させてください。

19ページ、生活環境の向上のところ、2行目なんですが、自動運転の導入の検討など利便性を向上させるとあるんですが、導入を検討するだけでは利便性は上がらないのではないかなということで、導入を図るということを検討という言葉に替えてる意味、何かありますか、意図が。

○山根委員長      答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長      特に深い意味はございませんけれども、自動運転を図る前にやっぱり検討していかないといけないということで、まずは検討からスタートという意味でこういった記述とさせていただいております。

○山根委員長      よろしいですか。

小松委員。

○小 松 委 員      検討の先というところがこの計画の中にあればいいんじゃないかなというふうには思いますが、その辺は検討いただけたらと思います。

続いて、20ページ目なんですが、(6)のところ、本市が毎年取り組んでる行政評価の仕組みというふうに書いてあるんですが、これはいつ、どのように行われているという行政評価というところをうたわれているのかお聞かせください。

○山根委員長      答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長      事務事業評価シートによる事業効果の検証ということをこちらに記載しております。

○山根委員長      よろしいですか。

小松委員。

- 小 松 委 員 続いてなんですが、23ページの計画というふうなところがあるんですが、これは後ほどの事業計画のほうで詳細が書いてあるんだと思うんですが、2番目の地域間交流あたりは地域振興事業というところなんですが、この辺りは59ページの事業計画詳細には集落支援員とかそういったところの記述等はないんですが、ここの辺りはいかがか確認させていただいていいですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 もう一度質問のほうをお願いしてよろしいでしょうか。
- 山根委員長 小松委員。
- 小 松 委 員 59ページに地域間交流ということで地域振興事業というふうにあるんですが、この辺りは集落支援員等で活性化を目指すというような方向性だと思うんですが、そういったところは特には書いてないんですが、その辺は何か意図があるんでしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
高下部長。
- 高下企画部長 59ページ以降のところにあります過疎地域持続的発展特別事業分というのが、23ページのところでいきますと(4)のその内訳というふうな、その詳細版というふうな形のつくりになってます。  
ですので、上の地域間交流という部分については、これはいわゆる過疎のハード事業、例えば交流事業をつくるとか、そういうふうな施設をつくるというふうなときに1から3のところに事業が入ってくるというふうな形になってます。事業の名称の区分の違いというふうなことで捉えていただければと思います。
- 山根委員長 ほかに質疑ありませんか。  
小松委員。
- 小 松 委 員 続いて、26ページのほうでちょっと確認をさせていただきたいと思います。  
イの林業の4つ目のところで、森林レクリエーションの場として、森林空間を有効に活用するとともにというような表現があるんですが、活用するという表現ということで、主体ですよ。誰がこれを活用していくのかということで、行政なのか市民なのか業者なのか、こういった形の活用というところをうたってらっしゃるのかを確認させてください。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 こちらに記載しております活用につきましては、先ほど委員さんおっしゃられたいずれの該当になっても問題ないというふうに考えております。市民であり行政であり企業でありというような想定でございます。
- 山根委員長 よろしいですか。  
小松委員。

- 小 松 委 員 続いてですけども、その下の商工業のところ、3つ目の記述のところ  
で販売ルートや市場の開拓など環境整備を進めるともありますが、これ  
も主体というのが明らかにはなっていないんですが、主体が分かれば教  
えてください。
- 山 根 委 員 長 答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 販売ルート等の環境整備につきましても、該当につきましては、民間  
でありましたり個人であったりということでございますけれども、総合  
的にそういった販売ルートでありますとかの開拓につきましては、市の  
ほうでもしっかりと支援していきたいということで記述をしております。
- 山 根 委 員 長 よろしいですか。  
小松委員。
- 小 松 委 員 最後に確認させてください。  
説明資料のほうで主な追加事業として多文化共生推進拠点施設の維持  
管理等ということであるんですが、40ページにその詳細は書いてあるん  
ですが、こういったところは42ページのその他のところの多文化共生推  
進事業の中で進めていくという考えでよろしいか、確認させてください。
- 山 根 委 員 長 答弁をお願いします。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 その中で進めていくということでございます。
- 山 根 委 員 長 小松委員。
- 小 松 委 員 具体的な計画とかスケジュール的なところというのは、今の段階で  
は少しお聞かせいただけることができるのでしょうか。
- 山 根 委 員 長 答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 具体的な計画、あるいはスケジュール等につきましては、まだできて  
ませんので、お答えができないという状況でございます。
- 山 根 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 山 根 委 員 長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
〔討論なし〕
- 山 根 委 員 長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議案第7号、安芸高田市過疎地域持続的発展計画の策定に  
ついての件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 山 根 委 員 長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第7号の審査を終了いたします。

1時間が経過しましたので、ここで換気のため11時40分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時29分 休憩

午前11時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、所管事務調査を行います。

公共交通再編についての件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長

それでは、公共交通の再編について説明します。

資料1の1ページをお開きください。

初めに、1. 実施時期の見直し経緯についてです。

本市ではこれまで再編に向けた検討を進めてまいりましたが、市へ寄せられた御意見や対話集会における市民の皆様の意見を踏まえ、再編内容を改めて再検討することといたしました。

この再検討の時期を確保するため、当初の予定を延長し、現時点では2026年10月の再編実施を目指して進めてまいりたいと考えています。

次に、2. 再編見直しのスケジュールについてです。

本日は、この見直しに当たり2つのスケジュール案を提示させていただきます。

1つ目は、図の左側、想定スケジュールです。

昨年12月の本委員会で説明した南部再編の内容をベースに時期を2026年10月にしたものです。

ここでは、2月のアンケート集計、3月の方向性決定を経て、5月の公共交通協議会で再編案を承認、7月に住民説明会を行い、2026年10月に南部地域の再編を実施いたします。その後、2027年4月に北部地域の再編を行う流れとなります。

次に、図の右側、変更スケジュール案についてです。

2つ目は、昨年12月に本委員会よりいただいた見直し案について、改めて市民の声を聞く手続を反映したものです。

こちらでは、7月に意見聴取のための住民説明会を新たに設け、市全体の再編素案について市民の皆様から広く御意見を伺います。

いただいた意見の取りまとめや再編案への反映、再度の事業者協議を行うため、南部地域の再編実施は2027年4月、北部地域は2027年10月となります。

3. 住民説明会の実施方針についてです。

いずれのスケジュールにおきましても、住民説明会は重要であると考えております。

まず、(1)点線で囲っている再編に関する住民説明会については、再編案の内容、変更点を中心に説明します。一方、実線の意見聴取のための説明会では、再編の素案の段階で内容を説明し、市民の皆様の声を直接伺うことで、必要に応じて柔軟に案へ反映させていくスケジュールとなります。

いずれの開催方法につきましても、市が設定する支所単位での説明会に加え、振興会単位等の御要望に応じた開催、また、通学への影響を考慮し、小中高等学校との協議による周知も併せて行っていきたいと考えております。

また、周知方法につきましては、広報誌に掲載するとともに説明会の実施希望も受け付けての対応を行ってまいりたいと考えます。

2ページをお開きください。

次に、アンケートの実施状況についてです。

今回の再編検討に当たり、本年1月から2月にかけてアンケート調査を実施いたしました。

ワゴン利用者の皆様には、利用頻度の高い400名の方へ郵送調査を行い、264件の回答をいただきました。また、バス利用者の皆様には、車内での配布・回収により、93件の回答をいただいております。さらに、高校生の皆様には、高校1、2年生を対象にインターネット回答方式で実施し、80件の回答をいただきました。

現在、これらのアンケート結果を集計、分析している段階でございます。そのため、以下の項目につきましては、現時点では方針を確定させるに至っておらず、本日の資料への記載も見送らせていただいております。

直通便等の再検討に関する具体的な考え方と方針、生活への影響や地域間の状況整理に関する事項、そして運行体制及び交通事業者との調整に関する事項です。これらの項目につきましては、繰り返しのようになりますが、アンケートの結果を反映させた上で再編の方向性と併せて説明したいと考えております。

市といたしましては、当初お示しした10月再編を軸に進めたい考えですが、本日提示した変更スケジュール案のように改めて市民の声を聞くプロセスも挟むべきという考え方もございます。

本日の説明を踏まえ、市民の皆様の納得感を高めるために、どのようなプロセスが最善か、委員の皆様からも忌憚のない御意見を賜れば幸いです。

以上で説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小松委員。

○小松委員

4のアンケートなんですけれども、ある市民の方に直通便の時間帯の

希望とかというのを取られましたかということをお聞きしたら、その辺はなかったということだったんですが、恐らく直通便を希望されたかされてないかぐらいアンケートだったのか、もっと具体的な内容だったのか、もしその辺りのアンケートの内容が分かれば教えてください。

○山根委員長 答弁を求めます。

下瀬係長。

○下瀬政策企画課企画調整係長 具体的に便数をどうかいうところまでのアンケートは行っておりません。直通便についての調査を行っているという状況です。

○山根委員長 小松委員。

○小松委員 直通便の希望をまず把握した上で、その後、具体的な便数であるとか時間帯というのはどのような形で決めていかれる予定なのか教えてください。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 再編案の方向性としてしましては、公共交通計画に伴う以前執行部のほうから提案させていただいた案と、もう一つは、住民の今の対話集会等でいただいた意見を基に1日2便ほど直通便を増便する計画、そして現行のまま進めていくというような3つぐらいの内容で今後の方向性を決定してまいりたいということを考えておりますので、先ほど申しましたように直通便を何便増やすという項目ではなく、直通便に係るアンケート項目にさせていただいております。

以上です。

○山根委員長 高下部長。

○高下企画部長 基本は今申し上げたようなところになるんですが、アンケートでは、要は、乗られる、利用される方がどのぐらいの体の状態で本当に乗るのにどのぐらい大変なのか、例えば、一遍に歩くのにどのぐらいの距離が大丈夫そうですかというふうな項目を入れていたり、あとは乗り降りをするときに介助が必要な状態ですかというふうなことを入れていたりというふうなことがあります。

意見をいただいたところに、アンケートのそういった状況の方がどの程度おられて、直通便がないことで移動が非常に困難な状態になるという深刻度合いのところを図るのがこのアンケートの主な目的でありました。

ですので、今は前回検討する方向として2便程度直通便を増やすというふうなことが最初の段階の案でしたけども、本当に2便でいいのかとかいうところもこのアンケートも含めての検討になります。

ですので、今はアンケート内容を集計をしながら、あと自由記述でかなり御意見もいただいているようですので、それをよく確認をした上で具体的な運行形態をどうするかということ、何便にするということも含めて検討したいと思っています。

今度の再編素案の作成というのは、いずれにしても4月ぐらいにやろうと思ってますので、そこでどの程度にするべきかというふうなアンケート等も踏まえた案をつくっていく予定です。

以上です。

○山根委員長

小松委員。

○小松委員

直通便は2便程度ということで、対話集会であった声を検討いただいているということで、先ほど課長のほうから現行のままという可能性もあるようなお話だったと思うんですが、そうしてしまうと、各拠点に集めてバスで運ぶというハブ的な拠点整備も行うという話もありましたし、直便が出るということで再編計画をすること自体が白紙に戻すというような可能性自体も考えていってもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、実際、バスとかワゴンの運転手さんの確保であるとか、実際バスを運転されている方からも声を聞くんですけども、現状、今のままで福祉交通として考えながら中学校統合とかそういったタイミングを見据えてまた再編を考えるとといったような、ちょっと見直しをするという方向で今は動いていると思うんですが、その辺のところはいかがな考えがあるかお聞かせいただけますか。

○山根委員長

答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長

現行案も、現行のままの形でというふうに申し上げたのは、今、委員もおっしゃった近々中学校統合、近々といっても5年ぐらい先ですけども、そこを見据えてというふうなことがあるかなというふうなことではあります。

ただ、今回の4月の再編案を出していくところでは、恐らく複数の案をお示しをして、それで意見を聞くというふうな形になるかもしれないというふうに今は思ってます。

それは統合のところに向けてもう一度考え直していくほうが、何度も変更して大変にならないんじゃないかというふうな考え方もあると思いますし、あとは、現状、例えば周辺部、それぞれの支所よりも向こうのところ、あそこの利用者が非常に少ないという状況は現状としてありますので、そこを今回お示しをしたワゴンのところを強化してカバーしていく、端っこのところの費用がたくさんかかっている部分を効率的でない部分を見直すとか、一部見直しをするというふうなこともあると思います。そういった幾つかのパターンをお示しをしながらというふうになるかなというふうに思っています。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

熊高昌三委員。

○熊高委員

最後のところにアンケート集計がまだできてないというふうに書いてありますけど、今後の進め方は具体的にどういうスケジュールでやられるんですか。

- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 アンケートの集計につきましては、全て今回収しておりますので、今月中にはアンケートを集計して、庁内で協議ができる段階までの資料を作成していきたいと考えております。
- 山根委員長 質疑はありませんか。  
熊高委員。
- 熊高委員 議会のほうにはどういうスケジュールでこういう内容の説明はするんですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 進め方も含めまして6月の議会での報告をさせていただく予定にしております。
- 山根委員長 熊高委員。
- 熊高委員 総務委員会がこうやって所掌をしてやってるんで、総務委員会にある程度知らせた後にそういう流れができるのが本来の筋なんかなと思うんですけども、いきなり6月まで行くということですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
高下部長。
- 高下企画部長 確かに今いろいろとどのような案の示し方をするかというところもまだ流動的というところもありますので、まずはアンケートの案がまとまってこちらの素案が幾つかできた段階で状況の報告をさせていただこうと思います。  
今、再編素案の作成が4月というふうになってますので、4月で可能であればそのタイミングでいたしますし、もう少し時間がかかるようでしたらまた御相談させていただきたいと思います。
- 山根委員長 よろしいですか。  
ほかに質疑はありませんか。  
児玉委員。
- 児玉委員 今のところの関連なんですけど、まず、公共交通協議会ですね、これは実際に車を利用されてる方が入られてるんですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 利用者代表ということでは、地域振興会の関係で委員に就任をいただいております。
- 山根委員長 児玉委員。
- 児玉委員 実際にお太助ワゴンなりを利用されてる方がこの交通協議会の中のメンバーにおられるんでしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。

- 黒田政策企画課長 先ほど申しました地域代表の方が使用されている場合は入っていると思いますし、入っていない場合もあるというふうに想定しております。
- 山根委員長 児玉委員。
- 児玉委員 利用されてる方がやはり一番今回の課題挙げられてると思うんで、そういった生の声を聞く協議会でないと、なかなかまたせっかくまとめたものがまた市民の皆さんに説明したらまたずれたということにもなりかねないので、実際には利用されてる方を何人か協議会に直接入れられたらと思うんですがどうでしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
高下部長。
- 高下企画部長 それはちょっと検討したいと思います。現状は運行が可能かどうかというそういう運行目線でつくっている協議会でありましたので、今のよう形になってます。確かにだんだん使いづらい方もいらっしゃるというところがあるので、そこは工夫をしていきたいと思います。
- 山根委員長 児玉委員。
- 児玉委員 ぜひそうお願いしたいと思うんですが、もう一つ、スケジュール的に言うと、先ほど熊高委員の質問とちょっと重なるかもしれないんですが、交通協議会で実際に審議されて了解いただいたということで議会のほうに報告があると、そこでまた議会のほうから修正を入れていくと、この日程からいうと非常に厳しいんだろと思うんですが、その進め方として、公共交通協議会の普通は報告があると、いわゆる市民の皆さんから承認をいただいた内容ですということで議会に来るんですね。そうすると議会から見直しを言ったときには、通常はこれ市民の皆さんからもう了解いただいておりますということで議会もオーケーするんじゃないかな形にはなるかもしれませんが、実際に議会から見直しが入ったときに、この日程で議会が提案したことが修正ができるのかどうか、そこらのところをちょっと伺ってみたいと思います。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
高下部長。
- 高下企画部長 このスケジュールも少し具体的にどういうタイミングで議会のほうに任意の報告という形で入れていくかというのをちょっとまた入れさせていただきます。
- 今想定しているのは、今、児玉委員おっしゃったように公共交通協議会が済んだ形なので、もうなかなか変えるのが難しい、微修正しかできないというふうな段階になってます。ですので、先ほど申し上げた再編素案の作成ができた段階とか、あとは住民の方に説明をしていくタイミングとか、少し今回の見直しに当たっては、少しきめ細かい報告をさせていただいて意見交換するようにしたいと思います。
- 山根委員長 ほかに質疑ありませんか。  
益田委員。

- 益 田 委 員 想定スケジュールと変更スケジュールの案で、意見聴取のための住民説明会等が案のほうには追加されてますので、もし開催されとなればそれはひとえにいいことだなというふうに思っているんですが、一方で、見直しについての考えの根幹というのが、全体最適のところもちろんあると思うんですけど、交通弱者と呼ばれる方々について不利益を被るところが、可能性が必ずあると。そうしたときにやっぱり耳を傾けなきゃいけないところの一番のところ、ここの不利益を被る方々の部分にあるかなと思うんですが、一旦その認識をそろえたいのでその見解だけまず伺ってよろしいですか。
- 山 根 委 員 長 答弁を求めます。  
高下部長。
- 高下企画部長 おっしゃるとおりです。  
丁寧に意見を聞いていくべきところが、実際に使いにくい方の意見をしっかり入れていくというふうなところであるというふうに考えて、変更スケジュール案を提示しています。
- 山 根 委 員 長 益田委員。
- 益 田 委 員 そうしたときに、住民説明会あるいはもう再編内容に関するほうの報告のような説明会になるかもしれませんが、そのいずれにしても、いわゆる交通の便がもともと悪い方、不利益被りかねない方々へ説明会の参加を呼びかけた際に、いやそもそもその会場まで行くのが難しいんじゃないかというところが出てくるんじゃないかと思うんですね。  
そうなるとやっぱり日程だったり、開催方法だったり、会場のところについても、どのくらいの粒度で拾っていく御予定なのか、もちろん中に要望があって日程、場所を調整して開催とはなってるんですが、現実的にどの程度まで可能なお考えなのか、その辺りをちょっと伺いたと思います。
- 山 根 委 員 長 答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 市のほうで利用者が参加しやすいような日程を一つ加えてみるとか、そういった工夫も含めて、例えば振興会単位で要望があればそこにも出向いていくような方式で、柔軟な対応を取っていきたいというふうに考えております。
- 山 根 委 員 長 益田委員。
- 益 田 委 員 今おっしゃられたとおり、現場か対面での対応はすごく柔軟にやっていただける方向性で今整理されてるんだと理解したんですけど、一方で、やっぱりどうしても足の部分、向かうところで限界があるとなったときに、1つ候補として考えられるのは、それだけになってはいけないと思うんですけど、やっぱりオンラインでの開催だったりとかそういったところも1つ、オンライン参加が可能な日程だったりそういった場所があるというのは住民福祉の観点からいうと必ずプラスに働くものかなと思

ってるんですね。一方でコスト面とかはいろいろ課題はあるんでしょうけど、そのもし例えば振興会単位だったりあるいは住民団体から要望があった際に、検討の1つとして候補に挙がるものなのか、やっぱり全くもってちょっと難しいというお考えなのかその辺り伺いたいです。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 そういった工夫も必要かというふうに思いますので、検討のほうをしてまいりたいと思います。

○山根委員長 ほかに質疑は。

小松委員。

○小松委員 対話集会の中でもう一つ大事な観点として、公共福祉サービスということの見直しの中で、吉田、八千代がワゴンの直通便が現行と同じで変わっていないといったところが、吉田、八千代以外のところが変わって、吉田、八千代は54号線という利便性があるのにもかかわらず、さらにワゴンがそのまま残っているということ自体になかなかの公平性を感じないといった声が実際に対話集会で出たと思うんですが、その辺のところは今回の見直しに関して少し考慮していくという考えはあるのかお聞かせください。

○山根委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 そこも含めて検討しますが、基本的には八千代、吉田地域については、ワゴンの利用者というよりも54号線のバスを使って移動される方が非常に多くあってというふうなところがあります。現状の使い方も含めて、少し理解していただけるような形で説明させていただこうと思います。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。

以上で公共交通再編についての調査を終了いたします。

調査の途中ですが、ここで13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時06分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、お太助フォンの端末更新についての件を議題といたします。執行部より説明を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長 それでは、お太助フォンの端末更新について資料により説明をいたします。

資料2の1ページをお開きください。

このたびの端末更新に当たっては、当初、専用ビデオフォン、専用タブレット、アプリの3つの選択肢で進めていくこととしていましたが、機器が高額であること、専用ビデオフォンとタブレットの機能差がほとんどないことを踏まえ、今後の端末更新における端末の種類といたしましては、専用タブレットとアプリの2つの選択肢で進めていくことにしました。

機能の比較につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

主な変更点といたしましては、放送の配信方法に現行のお知らせや音声放送に加え、新たにプッシュ通知機能が追加されます。また、電話機能につきましても、V o I Pアダプタというものを活用することで利用可能となります。

市民の皆様への周知につきましては、C B B S株式会社による説明会を設けてまいります。

各種団体からの御要望に応じた出前講座のほか、本庁や各支所へのデモ機の設置についても、現在、調整を進めているところです。

また、議員の皆様を対象に実際に機器に触れていただきながら通常放送や緊急放送を体験いただく場を3月10日、14時から設ける予定です。

当日は実際に機械を設置いたしまして、電話機能の仕組みや詳細な機能差異についても改めて御説明をさせていただきたいと考えております。2ページをお開きください。

更新に係る費用等についてです。

(1) 契約条件の詳細につきましては、現在、C B B Sにて策定中です。

(2) 利用意向把握と具体的なスケジュール等についてです。

市の対応といたしましては、広報誌で定期的に加入促進を実施してまいります。

未申込世帯に対しても広報誌等を通じて継続的な加入促進を行ってまいります。

事業者の対応としては、3月より現契約者への意向調査を開始し、6月までに設置計画を策定、順次、設置を開始する予定としております。

3. 事業費の算定根拠について。

端末購入補助金として6,600万円を予定しております。

これは非課税世帯などの補助対象4,000世帯を見込み、端末本体価格3万3,000円の半額に当たる1万6,500円を市が補助することを想定しています。

4. 更新後の目標について。

現在の加入状況は、端末設置世帯が約7割、未加入世帯が約2割となっております。

更新後は、専用タブレットとアプリの両方の導入を推奨しつつ、現在端末をお持ちでない世帯や未加入世帯に対しても少なくともいずれかの手段を導入いただくよう促すことで、市全体の情報伝達網の率の向上を

目指してまいります。

なお、お太助フォンの端末更新につきましても、委員会にて進捗を報告しながら今後、進めていく考えでございます。

以上で説明を終わります。

○山根委員長　これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員　1ページの端末の種類で機種についてなんですけど、前回の委員会の説明のところから変わって9万円ほどの受話器付の端末、ビデオフォンがなくなったということで、機能差がほとんどないというところがあったと思うんですけど、機種の本体料金とかについて、これからまた、C B B Sのほうでも資料作成中とはなってるんですけど、例えば、主に端末を物理的に更新するときに高いほうの端末と安いほうの端末で2個選ぶ形だったものから安価なほうのタブレットによるに当たってこっちに発注が当然集中してくると思うんですけど、そうなったときに端末、機種の本体料金、価格変更の可能性というのはもう一切今後なくて、もう3万3,000円で固定で考えていいのか、その辺りを伺いたいと思います。

○山根委員長　答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長　そういった安価になる可能性もあるということで、現在、C B B Sが策定中というふうに考えていただければと思います。安くなるように市からは申入れをしているところです。

○山根委員長　益田委員。

○益田委員　そうすると、これも後ほど聞いたほうがいいのかもしいんですけど、2ページの3番の事業費の算定根拠の合理性が分かる資料というところで、端末購入補助金のところ、これは本体価格が3万3,000円でもう固定されてるものだと思うんですけど、例えば本体価格がもし市からの要望が実現して、仮にじゃあ3万1,000円とか3万円とか下がったときには、この補助金のところについては変更がかかる可能性があるのか、そこはもう据え置くのか、その辺り今の段階での見解が分かれば伺いたいと思います。

○山根委員長　答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長　端末の購入費用が下がった場合は、一応2分の1の補助で進めていく方針でございます。

○山根委員長　益田委員。

○益田委員　分かりました。1ページの端末の種類のところに戻るんですけど、機能の比較表を見たとき専用タブレットとそれからスマホアプリと、どちらにしても現在の白色の現行のお太助フォンより機能としては優れている部分が多いような印象を受けました。新しいものなんで当然かもしれ

ませんが、いわゆる通話機能の部分のみが差になってくるのかなという認識を持っています。

そうしたときにビデオ通話の部分のみが今の白色と比べたときに機能低下になるといえる、あるいは利用者が少なければ大したところはないのかもしれませんが、個人的に必要なかどうかというところは置いておいて、ビデオ通話の機能がなくなる点のフォローというのは何かしら今のところお考えされているのか伺いたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 現お太助フォンのほうでのビデオ通話ができなくなる対応については、現在のところは考えていないというところです。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 緊急放送の部分をちょっと確認したいんですが、非常時の音声放送というのは、タブレットにおいてもスマホはAndroidでもiOSでもどちらにしても音声放送が行われるというふうな書きぶりで見てるんですが、タブレットの場合ってこのVoIPアダプタがなくても音声放送はされるのか、VoIPアダプタがないと駄目なのかというところを伺いたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 VoIPアダプタがなくても緊急放送がされる仕様になっております。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 分かりました。いわゆる電話で通話をする、こちら側の音声拾ってもらうとかというときのみに多分VoIPが必要だと理解したんですが、そうすると、緊急放送と通常時の音声放送の区分けのところがちょっと気になって、例えば緊急放送についてスマホだとAndroidでもiOSでもどっちも流れると、普通の音声配信だとAndroidは通常の音声配信もされるけど、iOS、iPhoneとかだと緊急放送しか音声放送されないとなってるんですけど、緊急放送の音声はユーザー単位でこっち側から鳴らないようにするという設定はできるんでしょうか、伺います。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 緊急放送等の対応については設定でユーザー対応が可能となります。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 これは専用タブレットに関しても同様でしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 専用タブレットにおいても同様の仕組みでございます。

○山根委員長 益田委員。

- 益 田 委 員      あとは2ページに入るんですけど、撤去費用のところについてもC B B Sについて資料作成中とあるんですが、この具体的な完成時期のめどというか、方針が決まるのがいつ頃の見通しになるかを伺いたいと思います。
- 山 根 委 員 長      答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長      資料を策定中なので、資料ができるまでの時期には撤去費用も含めて考えていきたいと思います。その資料ができる時期につきましては、3月末ぐらいを考えております。  
以上です。
- 山 根 委 員 長      益田委員。
- 益 田 委 員      一応その撤去費用の部分がまとまるのが3月末までにはというところの資料完成と同時期の前提でお伺いしたいと思うんですけど、完成後にはまず議会への資料報告、資料配付とか報告の予定があるかを先に伺いたいと思います。
- 山 根 委 員 長      答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長      ちょっと時期的なところがうまい具合にかみ合うかどうかというのは懸念はありますけれども、報告はする予定ではございます。
- 山 根 委 員 長      益田委員。
- 益 田 委 員      (2)のところのC B B Sの対応として、現在の契約者を対象とした意向調査を実施するとあります。意向調査の実施が2026年3月で集計・設置計画策定が2026年6月で、順次設置開始となるのが2026年9月以降となっていると思うんですが、この3月から9月までにかけては端末更新の申込み受付とか実際に設置というのが全くできないものになるのか、それとも順次希望者の方、特に端末購入をはじめからされたい方についてはもう当初の予定どおりといいますか、この4月以降で設置まで可能になるのか伺いたいなと思います。
- 山 根 委 員 長      答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長      方針が若干変更になりましたので、そういった広報のほうをしっかりとしていく必要もあると思いますけれども、申込みをされた方につきましては、早めに順次取り付けていきたいということで考えております。
- 山 根 委 員 長      益田委員。
- 益 田 委 員      確かに端末も以前の市広報では3個、物理的な端末2個とスマホアプリという3種類から2種類に変わったので、そこについては市のほうからもしっかりと広報していくところは必須かと思いますが、タブレットの端末設置は、いずれにしても広報の周知を取る間ちょっと遅れてしまうことにはなると思うんです。  
そうしたときに、物理的なタブレット端末、V o I Pアダプタもそう

だと思うんですけど、これを業者さんがつけに行かれる、実際の工程が発生すると思ってまして、例えばちょっと後ろ倒しになるとしても端末更新の施工数って1日どれぐらい見込めるのかとか、作業員確保できるのかというところで、物理的に可能なラインじゃないと最終的なデッドラインですよ、2027年3月末までに端末更新を全部完了させるというところは、ここのラインが後ろ倒しにならないんであれば、かなり前倒しでやってかないといけないんじゃないかなと懸念してますんで、その辺りどの時期に何台ぐらいの申込みがあればちゃんと3月末に完了できるのかとか、そういったスケジュールって具体的なものがあるか伺いたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。

○黒田政策企画課長 ちょっとまだ全体のスケジュール的なところはまだ出てないんですけども、これからお示しできる形とさせていただければと思います。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 二転三転をするというのは絶対よくないことだとは理解してるんですが、やっぱり全部遅らせればいいという話でもないのも理解してるんですが、ただ、デッドラインの2027年3月が物理的にすごく厳しいんじゃないかなと思ってまして、これはもう本当にずれない部分として把握しておいたほうがよいのか、その辺り伺いたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。

○黒田政策企画課長 デッドラインにつきましては、3月末を想定しております。タブレットの前の専用ビデオフォンのときの時期が例えばずらした場合、どれぐらいからスタートすれば間に合うかという流れの中では、5月末ぐらいから設置に入ればデッドラインが大体守れるんじゃないかということで想定をしております。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 であれば5月末のところ、もちろん多分なだらかに申込みが入った場合だと思いますんで、5月末の段階時点でいわゆる周知のところ、具体的な正しい理解がされる周知というのは大変難しいと思うんですけど、その辺りはひとつ完了できるように広報を発信していただければと思います。

具体的に今、5月末に申込みが仮にスタートできて走れて2027年3月末までに新規設置が完了するである、いわゆる物理的なタブレットの台数の見込みが多分ないと、できるだろうというところが結びつかないと思いますんで、タブレット端末の申込数自体ってどのぐらいで想定をされているのかを伺いたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。

- 黒田政策企画課長      なかなか申込みの関係なんで想定は難しいんですけども、現状の端末ありの70%程度にはタブレット端末を導入いただけると想定しております。
- 山根委員長      益田委員。
- 益田委員      現状の70%というのが、いわゆる全世帯ある中での大体8,000世帯弱がタブレットを導入されるのか、それとも8,000のうちの7割とかの認識なのか、ちょっと数値で伺いたいと思います。
- 山根委員長      答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長      現在端末がありの方については、そのままタブレットのほうに移行していただきたいという考えではございます。
- 山根委員長      益田委員。
- 益田委員      分かりました。3月末までに撤去費用の項目がC B B Sのほうでも具体化されることだとは思いますが、前回の委員会でもこれは質問したんですが、2027年3月の更新時点で今のお太助フォンの白い端末からタブレットに更新をされない方で、今現在インターネット回線も利用されていないという方、いわゆるこの表、4の更新後の目標の表で言うと一番上の項目になるのかなと、お太助フォンのみ利用されてる3,885世帯の方、この3,885世帯の方のスマホアプリにだけ変えて物理的な端末は更新しませんでしたよという場合に、今の想定だと撤去費かかるんじゃないかなという認識を持っているんですが、前回も質問したとおり条例を今の部分で見たときに請求までしっかりかけれる根拠があるのか。要は、更新を住民の意思で物理的な端末更新しなかった場合に、撤去費用をちゃんと請求をかけて実際に徴収まで取れるのか、その根拠があるのかというところが精査を今の段階でできているか伺いたいと思います。
- 山根委員長      答弁を求めます。  
高下部長。
- 高下企画部長      撤去費用の部分、今のルール上は、今、益田委員おっしゃったように、インターネット契約をしてなくてお太助フォンだけを入れていて、スマホアプリに移行するだけという方については、撤去費用が必要になってしまうというふうなことになります。
- ただ、今回そういった方も、アプリを入れていただければ市としての重要な情報というのは、伝えることができるというふうなことがありますので、そこに乗り換えていただくことができる方については、撤去費を取らない形というの、今回の目的には、要は行政情報をしっかりと今まで以上に伝えることができるというふうなことを実現する上では必要なことだと思いますので、そこはC B B Sのほうとも協議をしていきたい、要は費用を取らずに撤去するというふうな形を考える必要があるかなというふうに思ってます。
- まだちょっとここは調整ができておりませんので、これから協議をさ

せていただきたいと思います。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 分かりました。続いて、端末の購入補助金のところなんですけど、算定根拠の合理性が分かる資料ということで提示をいただいているんですけど、前回の委員会の答弁だと、非課税世帯が約4,000世帯あって、そのうち半数の2,000世帯がこの補助金を申請されるんじゃないかという想定のところでは答弁があったかと思うんです。

補助金の申請ベースでこのままいくと、実際の補助金利用というのが前回の答弁どおりであれば3,300万円程度にとどまる可能性もあるのかなと思うんですが、その辺りこの予測で合っているのか伺いたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 この6,600万円につきましては、一応マックスで計上をさせていただいております。執行状況において減額もしますし、例えば申込みが増えた場合は増額もしていくというようなイメージでございます。世帯が増えた場合ですけども。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 世帯が増えることがない部分のマックスが4,000という理解でいるので増額は多分ないのかなと思うんですが、これも前回の委員会の質疑の答弁の中では、9万円のビデオフォンと3万3,000円のタブレットの端末代金の平均額が6万6,000円なんだと。それを根拠として半額の3万3,000円の部分の掛ける2,000世帯で6,600万円のこの補助金というような数式だったんじゃないかなと理解しているんですが、策定根拠がそこであるかなというところで今回の資料提出だと4,000世帯マックスでの計上がされてるところについては、ちょっと以前の答弁内容と変わってしまったところ、見解の変更があったのかなというふうに認識したんですが、改めてその部分の6,600万円という金額が動かなくてこの説明になったところの詳細を伺いたいなと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 6,600万円というのがもう新年度予算として提出したものがこの金額になっていて、ここの本体価格が提出をした後、いろいろな調整をする中で少し変わったのでこのような表示で、全ての世帯をカバーする形というところで説明がつく範囲でありましたので、そのように出させていただきました。ですので、当初予算として出しているその金額と整合性を取る形でこのように出させていただいたというのが実際のところですよ。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 これ以上のところがちょっと予算審議に絡むとまたちょっと日が変わってしまうのかもしれないんですが、一応予算の話も出ましたんでお伺

いすると、財源の内訳として4,000万円弱が物価高騰対応の支援金の国からの予算で、残りの2,600万円ほどが大体市の一般財源で計上されているかなというところで理解してます。

この6,600万円の端末補助というのが100%の支援でなくて50%の補助率という性質で、なおかつ対象者が住民税等の非課税世帯を対象にするということは、要は、手出しで1万6,500円はかかるんで、それでもやっぱり半額補助があるので1万6,500円で端末更新するならやめちゃうってスマホに流れる世帯の割合は、むしろ多くなるんじゃないかなとは推察してます。

そのときに2,600万円ぐらいの一般財源を使う部分が実際申請がなくて減っていくということは、市の予算にとっては前向きなことではある種あるかなと思うんですが、もし国からの補助が出る部分を割り込むぐらい端末更新がなされなかった場合というのは、また当然この残りのパイはなるべくまたほかの事業で使いたいとなるんだろうと思います。

そのこのデッドラインが大体2026年秋頃までには予算の使い道、予算残額がある程度定まればこの残額を市としてやっぱり国から出る分はなるべく使い切ろうとしていただきたいので、この秋頃までにこの端末更新のスケジュールで数がそこで決まるというのが間に合うのか、要は執行残がかなりおきるというところをちょっと懸念してるんですけど、その辺りお考えを伺いたいなと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 おっしゃるところは、こちらも予算執行する上では気をつけないといけない部分だと思っています。

9月頃までに、新しい事業をやるとすれば、予算付けをしないと新しいことができないという意味合いでの9月ぐらいがデッドラインということであります。

それまででも見込みを立てながら新しい事業を足していくかどうかというのは引き続き検討していくという前提ではありますが、予算をどのぐらい、このお太助フォンに対する補助をどのぐらい使っていくかというふうなところも早く見込みをつけていく必要があると思いますので、そこは留意をしていきたいというふうに思います。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 おっしゃるとおりで、補助金のところについて、どのくらい利用があるのかということだったり、このめど、ちょっとスパンとしては時期をある程度区切ってめどをつけていかないといけないんだろうと思ってまして、この辺りの具体的な時期、いわゆる他の補助金を使う事業の申請に間に合わせるためにある程度端末購入補助金の利用数を確定しようとなった場合に、何月頃までにこれ見切っていくといけないのか。正解というのが難しいところではあると思うんですけど、具体的な時期っ

て何月頃までには出さないといけないのか、分かればお伺いしたいなと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時27分 休憩

午後 1時28分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
高下部長。

○高下企画部長 補助金のスケジュール感ですけども、今回の出してくださいという申込みをする時点で、補助金、補助制度についてもお知らせをしていきます。ですので4月以降利用する利用しないというふうな意見は返ってくるというふうな形になります。

懸念されている非課税世帯など所得の低い方が、半分の負担というところで少し尻込みされるんじゃないかというふうなところについては、これも一括で払う形ではなくて分割で複数年で選択をして月々の料金、月々で分けていくというふうな形もつくる予定にしていますんで、そこで御理解がいただけるような形、それほどの負担感が感じないような形の工夫はしていきたいなというふうに思っています。

○山根委員長 よろしいですか。  
益田委員。

○益田委員 分かりました。どちらにしろ今後出てくるところだとは思いますが、その精査も含めてしっかりやっていただきたいところではあるんですが、これ物価高騰対策の支援金が使えるかという点とまた難しいかもしれませんが、先ほどおっしゃられたように、撤去費用の部分についても、もしかしたらスマホアプリに更新していただけた方については、市のほうでも見ていけるのか、あるいはC B B Sにその御負担、ある程度調整をお願いしていくのか、ちょっと撤去費についてもまだ変わっていく可能性をちょっと感じたんでお伺いしたいんですけど、今現在、お太助フォンのみ利用されてて撤去費がかかるリスクのある方が3,885世帯あるんだということで、ここに1万円の撤去費用、例えば市が全部見ますといたら概算4,000万円弱とかになるかなと思うんですけど、こういったところだと、かえって端末の更新数とかの分にかかわらず、4,000万円弱の部分が充てれてしまうのかなとかと思ってしまったりしたんですけど、新規事業じゃないといけないとかそういう縛りはあるんだろうと思うんで、項目、それで要項を取れるのか難しいかと思うんですけど、そういった部分って検討されてたり、この4,000万円の物価高騰支援対策の補助金のところの使い道って、ここ以外にも使えるところがお太助事業だけでもなかったかなというところを伺いたいなと思うんで

すが。

○山根委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 今おっしゃった部分については、重点交付金というところで検討していなかったの、そこは少し調べてみる必要があるかなと思いました。

ただ、ここの撤去費の部分については、C B B Sもこれを撤去費として徴収するのは非常にコストと手間がかかるというふうなところは懸念していますので、呼びかけをする形で一緒に検討をしていきたい部分だというふうに思ってます。

重点交付金云々というところは、少しまだ考えるところにはなっておりません。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 4の更新後の目標の端末なしの世帯ですよね、未加入世帯、2割ぐらいの方がおられるんですけど、この人たちというのはいわゆる安芸高田市の緊急情報というのは、今時点全く見れない状態の方と理解していいんですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 もし携帯をお持ちでしたら市のエリアメール等で情報が配信されておりますし、また、テレビ等で情報を取得されているということで、全く緊急情報が配信されていないという状況ではないというふうに理解しております。

○山根委員長 よろしいですか。

児玉委員。

○児玉委員 そうすると、この2割の方、導入をするよう促すと書いてあるんですが、特に促さなくても安芸高田市の例えば土砂災害とかあるいは河川の増水とか避難とか出ますよね。こういったところの心配ないのであれば、未加入世帯の方に導入を促す必要があるんですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 緊急放送以外のその他の行政情報のほうを取得していただく必要があるというふうに考えておりますので、未加入世帯にも加入促進をしてみたいと考えております。

以上です。

○山根委員長 児玉委員。

○児玉委員 もう一度ちょっと皆さんにしっかりと伝えにやいけんで理解しておきたいんですが、いわゆる災害情報とかもありますよね、そういったものは見れるという判断、この端末がなくても分かるという判断でよろし

いですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 はい、そのとおりです。

○山根委員長 高下部長。

○高下企画部長 具体的には災害時の避難情報とか、これは市のほうで出したらそれが県のほうへ伝わってそこからまたメールで来るというふうな、そういうふうな別な形で担保ができていう部分があります。

そのほかのというふうに言いましたのは、例えば、消防の火事の関係の通報、そういう情報でありましたりとか、あとは火災の懸念のある情報であるとか、緊急情報ほど危険度とか災害の伝える重要度、切迫度というふうなものはないけれども、知っておいていただきたいというふうな情報が、そこは市の今回のアプリを入れないと見れないというふうな、そういうふうな整理かと思います。

○山根委員長 児玉委員。

○児玉委員 もう一つ最後に、結局、携帯もよく見ていない、いわゆる持たれてるのは高齢の方ですよね、そういった方とか家に端末がない方、もうこれは完全にテレビの情報しかないわけだろうと思うんですが、テレビとかラジオ。そういった方々にはそれで一応いいという判断でしかないですよ。そうなんじゃないですかね、これ。この導入を促すというのが、どういう方に促すのかなというのはちょっといまよく分からんのでお尋ねしとるんですが。

○山根委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 何らかの形でお太助フォンというものがあるよということを知らずに、本来はそういう情報を優先的に渡さないといけないというふうな方がもしいらっしゃれば、そういった方については、今回更新をしますでこういうアプリという形で入れられるというふうなこともあるんで、これを機に入れてくださいというふうな、そういう周知をしないといけない方というのはいらっしゃるんじゃないかなというふうに捉えています。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。

以上でお太助フォンの端末更新についての調査を終了いたします。

ここで説明員入替えのため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時37分 休憩

午後 1時39分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより教育委員会に係る議案審査を行います。

議案第15号、安芸高田市B＆G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

井木生涯学習課長。

○井木生涯学習課長 それでは、議案第15号、安芸高田市B＆G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明いたします。

説明資料の裏面を御覧ください。

市では暑さ対策のため小学校体育館へ空調設備の設置を順次進めております。このたび、美土里小学校の体育館として活用されている美土里B＆G海洋センター体育館の空調設備工事が完了いたしました。これに伴い、社会体育施設として使用する際の冷暖房使用料を新たに規定するものです。

使用料を定めるに当たっては、小学校体育館と同じく体育館空調設備のガス及び電気料金の実施見込みの額の平均と文化センター等の冷暖房使用料を参考に算出し、小学校体育館と同様に1時間当たり税抜き1,000円としております。

議案書の2ページを御覧ください。

別表(1)のアリーナに冷暖房使用料として1,000円を追加しています。

なお、空調システムの特性上、一面、半面のみの温度管理が困難であるため、全面、一面、半面、いずれも利用においても同一料金を適用しています。

本条例は令和8年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第15号、安芸高田市B＆G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第15号の審査を終了いたします。

続いて報告事項に移ります。

中学校統合の進捗状況についてを議題といたします。

○船津学校統合推進室長

執行部より説明を求めます。

船津学校統合推進室長。

報告1、中学校統合の進捗状況について説明します。

説明資料1ページ、進捗状況を御覧ください。

12月の総務文教常任委員会以降の主な内容を記載しています。

12月23日に、仮の基礎調査報告書を受領し、1月20日に第3回学校規模適正化推進本部会議を開催し、仮の基礎調査報告書の内容を共有しました。

1月28日に基礎調査報告書を受領し、2月6日に第4回学校規模適正化推進本部会議で今後の方針を確認しました。

今後の方針として、「候補地の選定については慎重に選定する。」

「理由は、統合中学校の新設及び吉田小学校の移転は、単に学校施設の整備にとどまらず、市の将来像、道路などの周辺環境の整備、財源確保など、多岐にわたって大きな影響があるため。」を確認しました。

説明資料の2ページ、基礎調査報告書の概要(1)を御覧ください。

統合中学校の設置場所選定調査業務の目的は、統合中学校の新設及び吉田小学校の移転の候補地選定の判断材料にするため、教育委員会が選定した候補地の比較調査をするものです。

基礎調査報告書の内容は、基礎調査の方針、基礎調査項目、統合中学校及び吉田小学校校舎整備の基本的な考え、候補地の比較検討などをまとめたものです。

学校施設の想定規模は、2031年度の児童生徒数見込みから統合中学校は505人の16学級、吉田小学校は175人の6学級です。

説明資料3ページ、基礎調査報告書の概要(2)を御覧ください。

候補地比較のポイントです。

(1)候補地は、吉田町内の複数箇所。

(2)面積要件は、想定している学校施設を整備することができるか。

(3)条件比較の比較項目は、敷地特性、敷地条件、安全性、利便性、経済性、施工性です。

説明資料の4ページ、基礎調査報告書の概要(3)を御覧ください。

(4)概算工事費算出用施設規模の想定です。

児童生徒数の見込みから、小学校中学校一体型校舎の面積を8,200平米と想定しています。

体育館、武道館、グラウンド整備、既存施設の改修などの面積は、適宜検討しています。

表の右側に参考として記載していますが、小学校中学校一体型校舎で特別教室や図書室などを兼用することで、約1,500平米(約10億円)の削減を想定しています。

(5)概算工事費の想定は、上記の施設規模で約80億円～90億円を想定しています。

右側の※参考に記載していますが、この調査報告書は学校施設のみの調査報告のため、周辺道路整備などの工事費は別途算定する必要があります。

説明資料の5ページ、基礎調査報告書の概要(4)を御覧ください。

(6)概略工程の想定です。

2026年度に候補地選定、基本構想・基本計画を策定し、2031年度の4月の開校が目標です。

ただし、表の上に※で記載しておりますが、このスケジュールは最短の想定で、候補地選定後に改めてスケジュールを示す予定です。

資料6ページ、当面の取組を御覧ください。

現在、学校教育推進プランの策定に向けて準備をしているところです。

学校教育推進プラン策定の趣旨は、学校教育において重点的に進めていく取組を明らかにするもので、基本理念は「未来に生きる力を高める」安芸高田教育の推進としています。

重点目標は1から6項目を掲げています。

また、これから基本構想・基本計画を策定する計画です。

基本構想とは学校教育推進プランを踏まえ、施設整備のコンセプトや基本方針を決定し、整備候補地とおおむねの規模を示すものです。

基本計画は基本構想で定めた方針を具体化し、スケジュールや予算などを明確化するものです。

以上で説明を終わります。

○山根委員長

藤本市長。

○藤本市長

先ほど教育委員会のほうから説明をしましたように、統合についての大まかな基礎調査報告書の受領を1月にしました。

その内容で、当初であればこの定例会で位置のほうをお示ししたいなという思いではいたんですけども、この調査報告書を見た内容で、事業費も膨らんだ、そして単なる校舎を、候補地が幾つかあるんですけど、そこにぼんと造るのではなく、そこに伴う周辺道路の整備等もやはり通学路になるということで歩道をつけたりとか2車線でないといけないというもろもろの条件を考えた中で、3月いっぱい、この定例会に場所を確定して報告することはちょっと難しいという判断に至りました。

さりとて、もう時間もありませんので、引き続きこの検討は続けてまいっておりますので、新年度になり次第、早い段階でまた皆さんのほうに場所のほう、最終候補地をお示しをして、次の段階へといきたいと思っておりますので、その辺を御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○山根委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員

説明資料の基礎調査報告書の概要いうところで、私は小学校、中学校

は同じ敷地内に校舎は別々に建てるんじゃないというふうに思いよったんです。こういうふうに一体型でやるというような説明されたかちょっと記憶になくて、それで小学校と中学校が1つ敷地内にあって、建屋も一緒というようなことで教育環境的にはほんまに適しとるんかのうと。もう中学生の年齢と小学校の年齢の知的な部分ですよ。そこらが同じ建屋で本当にええんかのいうことがあるんですが、そこらは検討されたんですか。お金だけじゃなくてですね。

○山根委員長 答弁を求めます。

船津室長。

○船津学校統合推進室長 小学校と中学校の同じ建屋、同じ施設で整理が可能かということなんですが、可能と考えております。

今、計画しているのは、小学校と中学校、別々の学校として同一敷地で計画をしておりますが、今の流れの中では小中一貫校とかもありますので、工夫次第ではいろいろな可能性があると考えております。

以上です。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 同じ建屋の中に小学校、中学校一緒におっても問題ないというふうに決められたのは、どこか専門的なところの方の意見を聞いたりされて問題ないというふうにされたのか、教育委員会内部で協議して問題ないだろうという形なのか。ここのところはちょっと大丈夫なのかのういうのがあるんですけど、自分は専門的ではないので、どの辺で大丈夫いう結論を出されたのか、そこら辺を教えてください。

○山根委員長 答弁を求めます。

船津室長。

○船津学校統合推進室長 山本委員御指摘の小学校、中学校、例えば体格差がある中で同じ校舎、同じ敷地で可能なのかということだと思うんですが、当然、教育委員会内でも協議をしました。

協議をする上で参考にしたのが、現在、文部科学省のほうでも推奨というか選択肢の1つとして小中一貫校があって、その小中一貫校にすることによるメリット・デメリットとかが報告書で上がっております。それらを参考にして協議をして決めました。

以上です。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 やっぱり小中一貫校というのは、言葉は1つという意味じゃろうが、建屋も同じ建屋でいうのも事例があるんですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

船津室長。

○船津学校統合推進室長 同じ建屋の小中一貫校の事例は多数あります。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

益田委員。

○益田委員　今の報告事項の中で建屋と敷地も当然一体になることも想定される中で、それでもやっぱり安芸高田中学校と吉田小学校という小中一貫校ではない状態でつくり上げていこうとされてると思うんですけど、あえて小中一貫校にされないところの明確な、何でなんだろうというような御理由、吉田小学校と安芸高田中学校に分けていく理由というのを伺いたいと思います。

○山根委員長　答弁を求めます。

船津室長。

○船津学校統合推進室長　小学校については現在、配置適正化計画の中で各町に1つずつの小学校を設けるとしております。

先ほど言われた安芸高田中学校、小中一貫校にした場合、吉田町内独自の小学校がなくなってしまいます。そのため、現在は各町に1つの小学校を基本にするということで吉田小学校のまま合築という形で整備を考えております。

以上です。

○山根委員長　よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

○山本委員　今は合築ということで小中一貫校ということで建屋も同じで考えられとるんですけど、建屋だけで面積が8,200平米なんですね。あとこれにグラウンド加えないいけないでしょ。それで職員駐車場とか、別な敷地になってくるんですけど、敷地的にもし見つからなかったら、敷地的に見つけると言ったら今の吉田小学校の区域でやらにゃ、見つけにゃいけないのですよね。それが見つからないということになったらどうされるんですか。

○山根委員長　答弁を求めます。

船津室長。

○船津学校統合推進室長　1つ訂正なんですが、先ほど山本委員の言われた小中一貫校ではありません。小学校と中学校が同じところにあるという整備を今しております。

その施設の整備する敷地については現在探して検討しておるところです。

以上です。

(「答えになっとらん。」との声あり)

○船津学校統合推進室長　候補地はこの報告書にも書いてあるように、現在、想定している施設整備ができる可能性の土地を候補地として挙げて、今、比較検討しております。

以上です。

○山根委員長　山本委員。

- 山 本 委 員      それで検討中なんですよ。決まっちゃおらん。検討の結果、難しいと  
なった場合はどうされるんかいうことを聞いている。
- 山根委員長      いいですか。  
船津室長。
- 船津学校統合推進室長      今、候補として挙がっている土地で比較している土地には、現在、教  
育委員会が整備をしようとしている施設を整備することができる土地が  
2つあって、それをどっちがよいかという検討をしておるところです。  
なので、整備はどちらでもできる面積を確保しております。  
以上です。
- 山根委員長      よろしいですか。  
ほかに質疑はありませんか。  
児玉委員。
- 児 玉 委 員      今日の昼のニュースだったかな、広島県の出生数言っとったんですが、  
4%か5%ぐらいダウンしてるんですが、安芸高田市の昨年の産まれた子  
供さんの数って何人なんですか。
- 山根委員長      答弁を求めます。  
船津室長。
- 船津学校統合推進室長      去年の出生数は把握していないんですが、現在、各町ごとですが各学  
校区ごとで生まれた子供の人数というのは把握しております。  
1歳から2歳、3歳、4歳、5歳、6歳が各町にどのぐらいいるかというこ  
とで、例えば、2025年5月1日現在の数字で、6歳は安芸高田市内で130人  
で1歳は86人になっております。  
以上です。
- 山根委員長      児玉委員。
- 児 玉 委 員      推計が急激に変わってくるんじゃないかと思うんですよ。これ今567  
人で設定されてますけど、先ほど言われたように80人とか70人ぐらいの  
規模になると、恐らく十二、三年後というのは今の半分ぐらいの規模で  
すよね、もう200人ぐらいの学校になってしまうというところから考え  
ると、しっかりそこらの数字を掴んでいただきたいなと。  
推計値をどう取るかになるんですが、非常に急激にこれが変化しとる  
となると見直しも必要になってくるんじゃないかと思うんで、そこらは  
しっかりと数値のほうを掴んでいただきたいと思います。  
以上です。
- 山根委員長      答弁は。
- 児 玉 委 員      質疑しかできないので、報告事項です。
- 山根委員長      船津室長。
- 船津学校統合推進室長      児童生徒数の推移については、出生者数を基に考えておるところです。  
加えて、総合計画等でも示されているとおり人口減少が本市においても  
進んでおり、それを踏まえてどの程度の学校規模が適切かというのは教  
育委員会内で話しております。

それで、今後、校舎整備をした後に空き教室が発生すると当然見込まれておりますので、その空き教室の活用については、教育活動の充実等に活用できるように検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。  
以上で中学校統合の進捗状況についての報告を終了いたします。  
ここで執行部退席のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時02分 休憩

午後 2時03分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
続いて、閉会中の継続調査事項についてを議題といたします。  
閉会中の継続調査について御協議を願います。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時03分 休憩

午後 2時07分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
皆様から閉会中の継続調査事項について御意見を伺いたいと思います。

意見はありませんか。

益田委員。

○益田委員 公共交通の再編についてはまだこちらで提出を求めた一部資料、アンケート集計等がまだ終了しておりませんので、引き続き継続調査としたいと考えております。

お太助フォンの端末更新についても同様に事業者のほうでまだ作成中の資料があるために、こちらも引き続き継続調査としたほうがよいと考えます。

以上です。

○山根委員長 それでは、先ほど御意見をいただきましたとおり公共交通再編について及びお太助フォンの端末更新について、この2件を定例会最終日に閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
よって、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を

行う旨の申出を行います。

以上で、閉会中の継続調査事項についての件を終了といたします。

そのほか、皆様から何かございませんか。

〔意見なし〕

ないようでしたら、これでその他の項を終わります。

なお、本日の議案審査、所管事務調査に係る委員会報告書の作成について、皆様から御意見等ありましたら御発言をお願いいたします。

〔意見なし〕

○山根委員長     それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長     異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
以上で本日の委員会の議事は全て終了いたしました。  
これをもって第14回総務文教常任委員会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時09分 閉会